

### 現状と課題

- 働きたい人すべてが仕事と子育て・介護等を含む生活との両立を実現し、職業能力開発やキャリア形成の機会を得ながら、その能力を十分に発揮することが重要です。そのため、多様で柔軟な働き方等による仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が求められています。
- 男女共同参画に関する意識調査によると、仕事・家庭生活・個人の生活の優先度について、希望では「仕事・家庭生活・個人の生活を両立」と考えている人が多くなっています。しかし、現実では「仕事優先」「仕事と家庭生活優先」が多く、ワーク・ライフ・バランスに対する意識はあるものの、個人の生活を含むワーク・ライフ・バランスの実現には至っていないことがうかがえます。
- 仕事・家庭生活・個人の生活を両立させるため、働き方の見直しや長時間労働の削減、多様な働き方に対する理解が必要となります。

### 今後の方向性

男女が対等なパートナーとして、本人の意思を尊重しつつ、仕事と家庭を両立させるため、男性の仕事優先意識や長時間労働などの働き方に対する意識の改革や企業への支援などを行います。

一人ひとりが自分らしく、安心して心豊かに暮していくため、ライフステージや個性に合った心と身体健康維持・増進を支援します。

### 施 策

- 【施策①】 ワーク・ライフ・バランスに関する意識の啓発
- 【施策②】 ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた企業への支援
- 【施策③】 男性への男女共同参画の推進
- 【施策④】 生涯を通じた男女の健康支援

## 【施策①】 ワーク・ライフ・バランスに関する意識の啓発

ワーク・ライフ・バランスは、健康で豊かな生活の実現、事業所や社会経済の活性化につながるものであり、性別や年齢に関係なく、あらゆる立場の人に理解されるよう意識の啓発に取り組みます。

No.	事業	事業内容	担当課
61	ワーク・ライフ・バランスに関する情報提供	ワーク・ライフ・バランスの理解と普及を図るため、関係法や制度等について、機会を捉えパンフレットなどを配布するとともに、情報誌やホームページ等を通じて情報を提供します。	人権・男女平等推進課
62	ワーク・ライフ・バランス推進に向けた啓発と支援	ワーク・ライフ・バランスを推進するため、その必要性や効果などについて、講座や講演会等により、事業者や区民に対する意識啓発を図ります。	人権・男女平等推進課
63	産業団体への働きかけ	企業におけるワーク・ライフ・バランス推進の必要性や、職場の中での男女共同参画について啓発していくため、商業団体・工業団体等産業団体の情報誌等により働きかけを行います。	産業振興課

## 【施策②】 ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた企業への支援

性別や年齢による差別、妊娠・出産、育児・介護休業の取得による不当な扱いが行われることのないよう、働きやすい環境づくりに向け、法令や制度の周知に努めます。

No.	事業	事業内容	担当課
64	労働に関する情報提供	労働基準法及び男女雇用機会均等法等の法令や、育児・介護休業の制度、パートタイム労働者向けの情報など、男女の労働に関する資料をパネル展等の機会を捉え提供します。	人権・男女平等推進課
65	女性に対するハラスメント防止	ホームページや情報誌等を活用し、企業に対しセクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメント防止に向けた啓発を行います。	人権・男女平等推進課

No.	事業	事業内容	担当課
66	商店街における女性の活動の支援	商店街の女性会員の活躍を支援する事業（商店街次世代リーダー育成塾等）や大田区商店街連合会女性部の活動を支援します。	産業振興課
67	「テクノプラザ」等による啓発	区内製造業の振興・発展を支援する情報誌「テクノプラザ」（年6回発行）において、ワーク・ライフ・バランス推進の必要性や男女共同参画についての記事を掲載します。	産業振興課 (公財)大田区産業振興協会

### 【施策③】 男性への男女共同参画の推進

男性が主体的に子育てや介護に参画できるよう、家事や育児、介護に関する学習機会の提供を行います。

No.	事業	事業内容	担当課
68	男性の家庭参画講座	男性の家事や育児、介護など家庭参画を促すため、実践的な内容を取り入れた講座を開催します。	人権・男女平等推進課
69	両親学級	妊娠、出産、新生児期の育児に関する知識を習得し、安心して産み育てられるように支援します。3日制は平日に実施し、1日制は参加しやすいよう土曜日にも開催します。	各地域健康課 健康づくり課

### 【施策④】 生涯を通じた男女の健康支援

生涯を通じて心身ともに健康な生活を送ることは、大切なことであり、近年重要視されている「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」の視点を踏まえ、男女が自身の健康状態に応じて、適切に自己管理が行えるよう、性差や年齢にあった健康の維持・増進に関する取組を進めます。

No.	事業	事業内容	担当課
70	エイズ及び性感染症の予防対策	エイズ及び性感染症の予防のための電話相談、来所相談、抗体検査、保健指導を実施します。また、エイズ及び性感染症の予防や患者に対する偏見・差別の撤廃のための正しい知識の普及啓発事業としてパネル展や学校向けの講演会等を実施します。	感染症対策課

No.	事業	事業内容	担当課
71	健（検）診の実施と健康づくりに向けての知識の普及	各種の健（検）診を実施し、健康改善に向けた指導を充実します。また、健康づくりから生活習慣病の予防まで、知識の普及啓発と実践のため、各種講習会や講座を実施します。	各地域健康課 健康づくり課
72	妊婦健康診査事業（歯科を含む）	① 妊婦健康診査：妊婦を対象に、安心して出産ができるように妊婦健康診査受診券、超音波検査券を交付します。	健康づくり課
		② 妊婦歯科健康診査：妊婦を対象に、妊娠中の歯科疾患・歯周病等の早期発見・予防のため、妊婦歯科健康診査受診券を交付します。	健康づくり課
73	子宮がん・乳がん検診	女性に特有ながんの早期発見・早期治療を促進するため、がん検診を実施します。	健康づくり課
74	出産・育児支援事業かるがも	妊婦と早い段階から良好な関係を構築しその後の支援につなげるため、妊婦全員と保健師等が面接します。その後就学前まで支援します。	各地域健康課 健康づくり課
75	子育て応援メール配信事業	妊娠期から子育て期まで継続的に支援するため、メールマガジン配信事業により、登録者に妊娠週数や子どもの月齢に合わせたタイムリーな情報を提供します。	健康づくり課
76	性感染症予防対策	中学校保健体育科の保健の授業の中で、性感染症やエイズの予防について指導を行います。	指導課
77	両性の尊重を認識できる性教育	異性を互いに尊重できるよう、男女平等教育を効果的に推進するため指導方法等を研究し、指導を実践します。	指導課

## リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）

1994年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念です。日本語では、「性と生殖に関する健康と権利」と訳され、性の知識を正しく得ることで性別を問わず身体の特徴を十分に理解し合い、思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会の形成にあたっての前提とされています。特に女性は、思春期、妊娠・出産期、更年期、老年期といったライフステージごとに心身の状態が大きく変化する過程で、男性とは異なる健康上の問題に直面するため、女性の重要な人権の一つとして認識されるに至っています。

中心課題には、すべての個人とカップルがいつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足いく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれており、生涯を通じての性と生殖に関する課題が幅広く議論されています。

### ◆性と生殖の健康（リプロダクティブ・ヘルス）

生涯にわたって性や子どもを産むことに関わるすべてにおいて、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に良好な状態であることを指しています。

### ◆性と生殖の権利（リプロダクティブ・ライツ）

リプロダクティブ・ヘルスにおいて、自分の意思が尊重され、自分の身体に関することを自分自身で決められる権利です。

